一級自動車工学科・自動車整備科	2023年度 授業計画

時 期	2年A巡	単元	学科	教科名	自動車検査
科 目	自動車検査	教科書等持参品	法令教材	発行日	2023年4月1日
			法令JIGAKU		
総時限	12時限		単語帳	教科担当	橋本 ●■
					2年担当 ●■

1．実務経験のある教員による授業科目　該当

「道路運送車両法」、「道路運送車両法の保安基準」及び「道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示」等について、自動車販売会社で整備士として実務経験がある教員により、日常業務に必要な保安基準等について指導する。

2．教科の目的（この学科の狙い、目的を明確に記入）

①自動車法規制　概要の理解
②道路運送車両法の理解
　・道路運送車両施行規則　別表１・２・４・５の理解を含む
③自動車点検基準の理解
　・点検基準　別表１～７の理解を含む

3．授業の到達目標（何を理解し何が出来るようになるのか）

１）国家２級整備士試験の法令分野の問題が解ける。
２）自動車法規制　概要の理解（条文一部抜粋版）
３）道路運送車両法の理解（第1条から第98条）
　・道路運送車両施行規則　別表１・２・４・５の理解を含む
４）自動車点検基準の理解
　・点検基準　別表１～７の理解を含む

4．学習評価（期末試験での主な試験項目）

・学科履修試験での得点評価
合格基準：整備科60点以上で合格、工学科70点以上で合格
評価の種類：『優』・『良』・『可』（履修）、『未』（未履修）の4段階で評価
評価基準：80点以上…『優』、 整備科60点以上、工学科は70点以上…『良』
　　整備科60点未満、工学科70点未満…『未』（未履修）
　　再試験・判定試験で合格した場合は得点に関係なく…『可』
＜出題試験項目＞
　① 道路運送車両法について
　② 自動車点検基準について

5．準備学習

・法令JIGAKUテキストの道路運送車両法に関わる内容を事前に一読しておくこと。
・定期点検基準を理解していると授業の後半が理解しやすいため、1年点検実習で使用した定期点検記録簿を見直しておくこと

※■⇒日産資格保持者　　※●⇒実務経験がある教員

一級自動車工学科･自動車整備科　　2023年度 授業計画

時 期	2年A巡	単元	学科	教科名	自動車検査

5．授業概要（時限ごとの主な授業内容）		6．教科書、資料、備品類	
時限	主な授業内容	資料、備品類	数量
1	・授業の概要	･法令教材	1
	・自動車法規制の概要	･法令JIGAKU	1
	・法律とは	･ノート	1
	・国土交通省の組織	･単語帳	1
	・道路運送車両法	･電卓(必要時限のみ)	1
	第１条　（目的）		
	第２条　（定義）		
2	前回の復習		
	第３条　（自動車の種別）		
	第４条　（登録の一般的効力）		
	第７条　（新規登録の申請）		
3	前回の復習		
	第１２条　（変更登録）		
	第１３条　（移転登録）		
	第１５条　（永久抹消登録）		
	第１６条　（一時抹消登録）		
	第１１条　（自動車登録番号標の封印等）		
4	前回の復習		
	第１９条　（自動車登録番号標の表示義務）		
	第２９条　（車台番号の打刻）		
	第３１条　（打刻の塗まつ等の禁止）		
	第３２条　（職権による打刻等）		
	第３４条　（臨時運行の許可）		
5	前回の復習		
	第４７条　（使用者の点検及び整備の義務）		
	第４７条の２　（日常点検整備）		
	第４８条　（定期点検整備）		
	第４９条　（点検整備記録簿）		
6	前回の復習		
	第５０条　（整備管理者）		
	第５４条　（整備命令）		
	第５４条の２　（整備命令）		
	第５８条　（自動車の検査及び自動車検査証）		

一級自動車工学科・自動車整備科　　2023年度 授業計画

時 期	2年A巡	単元	学科	教科名	自動車検査

５．授業概要（時限ごとの主な授業内容）		６．教科書、資料、備品類	
時限	主な授業内容	資料、備品類	数量
7	前回の復習		
	第５９条 （新規検査）		
	第６１条 （自動車検査証の有効期間）		
	第６２条 （継続検査）		
	第６３条 （臨時検査）		
	第６６条 （自動車検査証の備付け等）		
8	前回の復習		
	第６7条 （自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）		
	第６９条 （自動車検査証の返納等）		
	第７０条 （再交付）		
	第７１条 （予備検査）		
	第７１条の２ （限定自動車検査証等）		
	第７７条 （自動車特定整備事業の種類）		
	第７８条 （認証）		
	第８０条 （認証基準）		
	第８９条 （標識）		
	第９０条 （自動車特定整備事業の義務）		
	第９１条 （特定整備記録簿）		
9	前回の復習		
	第９１条 （遵守事項）		
	第９２条 （改善命令）		
	第９３条 （事業の停止等）		
	第９４条 （優良自動車整備事業者の指定等）		
	第９４条の２ （指定自動車整備事業者の指定等）		
	第９４条の３ （設備の維持等）		
	第９４条の４ （自動車検査員）		
10	前回の復習		
	第９４条の５ （保安基準適合証）		
	第９４条の６ （指定整備記録簿）		
	第９８条 （不正使用等の禁止）		
11	前回の復習		
	自習		
12	期末試験		